

教育局業務委託等入札参加者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育局各課、各教育事務所及び教育機関（以下「教育局各課所等」という。）が行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業務委託等入札・契約事務の適正な執行のため、教育局に教育局業務委託等入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超える業務委託等
 - (2) 委員長が特に必要と認めた事項
- 2 委員会は次に掲げる事項を審議する。
- (1) 業務委託等の契約締結の方法に関すること
 - (2) 業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること
 - (3) 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること
 - (4) 業務委託等の随意契約の見積書徴収に関すること
 - (5) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、当該業務委託等を発注する教育局各課所等（以下「発注課所等」という。）の別により、それぞれ別表1から別表4に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長の職務を代行する副委員長の順は、教育局教育総務部副部長を第1順位とする。
- 4 委員長は、委員会に付する業務の内容により、必要と認める場合は、関係する教育局各課所等の長を第1項の委員に加えることができる。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。
- 5 委員長は、緊急を要し委員会を招集するいとまがないと認める場合は、関係委員への持ち回りの方法により委員会の開催にかえることができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条第2項各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、当該業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の公告文(案)
- (2) 指名する業者(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条第2項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、教育局教育総務部長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後(契約の相手方の決定後)に議事録の提供を希望する者に対し、情報提供を行うものとする。

なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、発注課所等に置く。

2 発注課所等が各教育事務所及び県立学校を除く教育機関の場合にあっては、連絡調整課の長、県立学校の場合にあっては、当該業務委託等に係る予算を令達した課の長が、事務局を補佐する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、教育局教育総務部長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和7年4月7日から施行する

別表 1 (発注課所等が教育総務部)

	委員の職名
委員長	教育局教育総務部長
副委員長	教育局教育総務部副部長
委員	教育局教育総務部財務課長
委員	当該業務委託等を発注する課の長

別表 2 (発注課所等が県立学校部または市町村支援部)

	委員の職名
委員長	教育局教育総務部長
副委員長	教育局教育総務部副部長
副委員長	当該業務委託等を発注する課を所管する副部長
委員	教育局教育総務部財務課長
委員	当該業務委託等を発注する課の長

別表 3 (発注課所等が各教育事務所または県立学校を除く教育機関)

	委員の職名
委員長	教育局教育総務部長
副委員長	教育局教育総務部副部長
副委員長	連絡調整課を所管する副部長
委員	教育局教育総務部財務課長
委員	連絡調整課の長
委員	当該業務委託等を発注する所(館)長

別表 4 (発注課所等が県立学校)

	委員の職名
委員長	教育局教育総務部長
副委員長	教育局教育総務部副部長
副委員長	当該業務委託等に係る予算を令達した課を所管する副部長
委員	教育局教育総務部財務課長
委員	当該業務委託等に係る予算を令達した課の長
委員	当該業務委託等を発注する学校長